

令和5年度
大阪府公立高等学校
知的障がい生徒自立支援コース
入学者選抜実施細目

- ・知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜
- ・知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

大阪府教育委員会

目 次

第1 全般的な事項	1
I 実施計画	1
II 面接会場の整備	1
第2 面接	1
I 面接の実施	1
1 自立支援選抜の面接の日時等	1
2 自立支援補充選抜の面接の日時等	2
II 面接予備日について	2
III 面接実施の要領及び留意事項	2
第3 合格者の決定	3
第4 その他の留意事項	3

第1 全般的な事項

I 実施計画

面接が円滑に実施されるようあらかじめ周到な計画を立てること。特に事務の分担について十分配慮すること。

なお、関係高等学校長は、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜（以下、「自立支援選抜」という。）にあつては様式301及び様式321により、1月30日（月）までに大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という。）に提出するものとする。知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜（以下、「自立支援補充選抜」という。）にあつては様式302及び様式322により、3月20日（月）までに府教育委員会に提出するものとする。

II 面接会場の整備

- 1 面接会場の整備等環境条件については、受験者全員に対して差異が生じないように配慮すること。
- 2 面接室及びその付近の掲示物等で、面接に関係があると思われるものはあらかじめ取り除いておくこと。

第2 面接

I 面接の実施

各受験者の開始時刻、当日の携行品等については、あらかじめ受験者に周知すること。
受験者はそれぞれの面接開始時刻の30分前に集合すること。

1 自立支援選抜の面接の日時等

2月17日（金）

府立桜宮高等学校

	時間	時刻
面接	各人20分程度	午前9時30分から個人別実施

府立阿武野高等学校

	時間	時刻
面接	各人20分程度	午前9時30分から個人別実施

府立八尾翠翔高等学校

	時間	時刻
面接	各人20分程度	午前9時00分から個人別実施

府立園芸高等学校

	時間	時刻
面接	各人20分程度	午前9時00分から個人別実施

府立東淀工業高等学校

	時間	時刻
面接	各人20分程度	午前9時30分から個人別実施

府立柴島高等学校

	時間	時刻
面接	各人20分程度	午後1時30分から個人別実施

府立西成高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前 9 時 40 分から個人別を実施

府立枚方なぎさ高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前 9 時 00 分から個人別を実施

府立松原高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前 9 時 00 分から個人別を実施

府立堺東高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前 9 時 00 分から個人別を実施

府立貝塚高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前 9 時 00 分から個人別を実施

2 自立支援補充選抜の面接の日時等

3月23日（木）

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	実施校が指定する時間により個人別を実施

II 面接予備日について

自立支援選抜に受験した志願者のうち、「第2 面接」の「I 面接の実施」「1 自立支援選抜の面接の日時等」に示す実施日に感染症に罹患しており、当日の受験が認められなかった者に対して、次の日時に面接を行う。高等学校長は、対象者が判明した段階で、様式 361 により対象者の在籍する中学校等を通じて、対象者とその保護者に面接開始時刻等を通知する。

予備日の面接の日時等

2月27日（月）

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	実施校が指定する時間により個人別を実施

III 面接実施の要領及び留意事項

- 1 面接は個人面接とし、保護者同伴を原則とする。
- 2 面接時間は1人当たり20分程度とする。
- 3 面接は、面接室において各高等学校の教員が複数で担当する。
- 4 面接室へ必ず携行するものは受験票とし、その他の携行品については各高等学校において適宜定め、あらかじめ受験者に周知する。
- 5 遅刻者について、当該受験者の面接開始時刻から原則として60分以内の遅刻者に限り、受験を許可することができる。

第3 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項並びに面接の内容をもとに、次の観点等により総合判定する。

- 1 志願した高等学校の特色の理解
- 2 中学校内外における学習や活動の状況
- 3 様々な事柄に対する興味・関心の広さ
- 4 他の生徒とともに学ぼうとする意欲
- 5 出身中学校など、地域の関係機関との連携

第4 その他の留意事項

- 1 報道機関の取材等は、受験者に悪い影響を及ぼさない範囲内で、校長が許可した場合に限る。
- 2 面接実施に当たって事故が発生した場合は、校長はその措置状況を府教育委員会に速やかに電話で報告し、改めて文書報告すること。
- 3 高等学校長は、中学校長から文書（様式自由）による申し出のあった知的障がい以外の障がいを併せ有する受験者及び同伴する障がいのある保護者について、府教育委員会と協議のうえ適切な配慮を行うことができる。
なお、中学校長からの申し出について、自立支援選抜にあつては2月2日（木）までの午前10時から午後4時まで、自立支援補充選抜にあつては3月13日（月）から3月17日（金）までの間の午前10時から午後4時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 4 高等学校長は、病気等のため所定の面接室において受験できない者については、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮事項の別表2の規定に従い、適切に対応すること。
- 5 受験を希望するすべての者に対して、中学校長からの連絡内容等を踏まえ、受験機会を保障するという視点に立った学校全体の体制の整備に努め、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項及び本実施細目の規定に従って適切に実施すること。
- 6 入学者選抜の資料を合格者のクラス分けに利用する学校においては、あらかじめ合格者及びその保護者にその旨通知しておくこと。
- 7 面接については、保護者同伴が原則であるが、やむを得ず保護者以外の者が同伴する場合は、あらかじめ中学校長が高等学校長に申し出、高等学校長が許可をした者に限り認めることができる。